

平成29年4月20日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

議案

番号	件名	主管課
1	平成29年度山口県教科用図書選定審議会に対する諮問について	義務教育課
2	文化財の県指定について	社会教育・文化財課

議案第1号

平成29年度山口県教科用図書選定審議会に対する諮問について

このことについて、別紙のとおり諮問する。

平成29年(2017年)4月20日

山口県教育委員会

平 2 9 教 義 第 1 0 3 号

平成 2 9 年(2017年) 4 月 2 0 日

山口県教科用図書選定審議会長 様

山口県教育委員会

教科用図書の採択の基準及び選定に必要な資料について（諮問）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 3 8 年法律第 1 8 2 号）
第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を問います。

については、5 月 2 3 日（火）までに答申願います。

記

- 1 義務教育諸学校における平成 3 0 年度使用教科用図書の採択の基準について
- 2 採択関係者に提示する平成 3 0 年度使用教科用図書の選定に必要な資料について

諮 問 事 項 の 要 旨

1 義務教育諸学校における平成30年度使用教科用図書の採択の基準について

義務教育諸学校の教科用図書の採択権者は、県教育委員会の指導、助言又は援助によって採択することになるので、これらの採択に関する事務が適正かつ円滑に行われるために、県教育委員会は、次の事項に関し一般的な基準を示す必要がある。

- (1) 義務教育諸学校の教科用図書（一般図書を除く。）の採択について
- (2) 一般図書（特別支援学校・学級用）の採択について
- (3) 教科用図書の採択に当たり特に留意すべき事項について

2 採択関係者に提示する平成30年度使用教科用図書の選定に必要な資料について

- (1) 今年度は、小学校の「特別の教科 道徳」の教科用図書について採択が行われる年であることから、諸種の角度から総合的に研究調査し、その特徴等を簡潔に叙述した「選定資料」を作成しなければならない。

したがって、次の事項について明らかにする必要がある。

- ① 「選定資料」を作成するに当たっての研究調査の観点について
- ② ①の各観点における研究調査の結果について

- (2) 一般図書（特別支援学校・学級用）は、文部科学省から示されている「平成30年度用一般図書一覧」に掲載された図書及び平成28年度に山口県で多く採択された図書のうち、近年研究調査されていないものの一部を対象に調査する。

対象とした一般図書について、諸種の角度から総合的に研究調査し、その特徴等を簡潔に叙述した「選定資料」を作成しなければならない。

したがって、次の事項について明らかにする必要がある。

- ① 「選定資料」に掲載する一般図書及びその内容による分野について
- ② 「選定資料」を作成するに当たっての研究調査の観点について
- ③ ②の各観点における研究調査の結果について

義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

1 義務教育諸学校で使用する教科用図書の種類

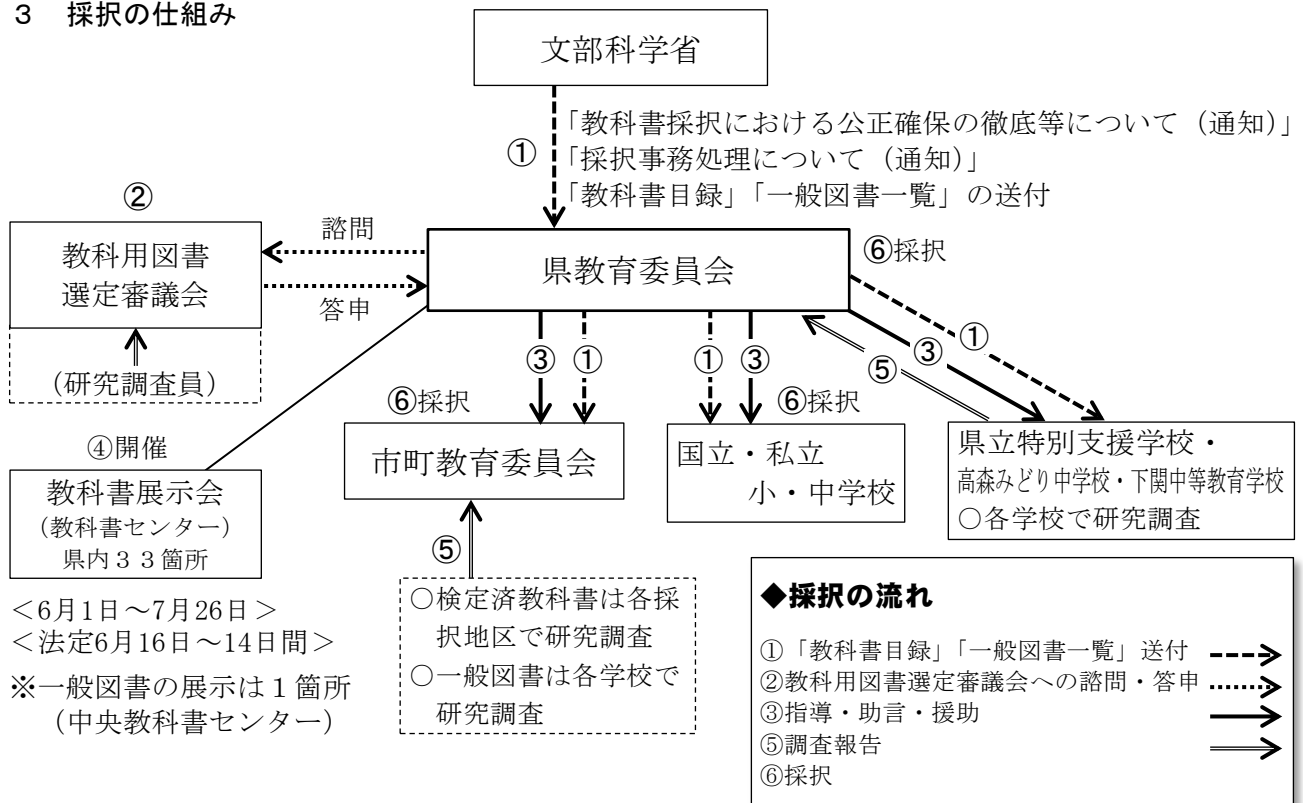
- (1) 文部科学省検定済教科書（検定本）→→→→学校教育法第34条等により使用の義務
- (2) 文部科学省著作教科書（いわゆる星本）→→学校教育法第34条等により使用の義務
- (3) (1)(2)以外の一般図書（特別支援学校・学級用）
 - ・特別支援学校及び特別支援学級等において適切な教科書がないときに使用が許される。
 - 通常、知的障害などのための特別な教育課程を編成する児童生徒に対して使用され、絵本などが選ばれることが多い。

2 教科用図書の採択替え

- (1) 検定本・・・4年に一度 小学校・・・前回：平成26年度（道徳除く）、道徳：平成29年度
中学校・・・前回：平成27年度（道徳除く）、道徳：平成30年度
- (2) 一般図書・・・毎年（児童生徒の状況に応じて適切な教科書を選ぶため）
- (3) 採択の周期 ※一般図書を除く

年度 西暦		◎: 検定 △: 採択 ○: 使用開始													
		25 2013	26 2014	27 2015	28 2016	29 2017	30 2018	31 2019	32 2020	33 2021	34 2022	35 2023	36 2024	37 2025	
小学校	検定	◎			道徳◎	◎	新◎				◎				
	採択		△			道徳△	△	新△				△			
	使用開始			○			道徳○	○	新○				○		
中学校	検定		◎			道徳◎	◎	新◎				◎			
	採択			△			道徳△	△	新△				△		
	使用開始				○			道徳○	○	新○				○	

3 採択の仕組み



4 採択権者について（上図⑥）

- * 市町立小・中学校・・・学校を設置する市町教育委員会
- * 県立特別支援学校・・・県教育委員会
- * 県立高森みどり中学校・下関中等教育学校・・・県教育委員会
- * 国立・私立小・中学校・・・各学校の校長

議案第2号

文化財の県指定について

山口県文化財保護条例（昭和40年山口県条例第10号）第4条第1項の規定に基づき、別紙の文化財を山口県指定有形文化財に指定する。

平成29年（2017年）4月20日

山口県教育委員会

(別紙)

○ 文化財の県指定について

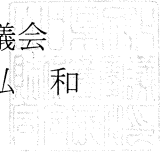
有形文化財（ 歴史資料 ）

名 称	紙本着色毛利敬親山口新御屋形入居奉祝図
所在の場所	山口市春日町8番2号（山口県立山口博物館）
所 有 者	宗教法人 野田神社

平成29年3月22日

山口県教育委員会 様

山口県文化財保護審議会
会長 阿部 弘 和



文化財の県指定について（答申）

平成29年（2017年）2月23日付け平28教社文第1696号で諮問のありました標記のことについて、別紙のとおり山口県指定有形文化財に指定することが適当であると認めます。

(別紙)

○ 文化財の県指定について

有形文化財（ 歴史資料 ）

名 称	紙本着色毛利敬親山口新御屋形入居奉祝図
所在の場所	山口市春日町8番2号（山口県立山口博物館）
所 有 者	宗教法人 野田神社

『紙本着色毛利敬親山口新御屋形入居奉祝図』の概要

- 1 種 別 有形文化財（歴史資料）
- 2 名 称 紙本着色毛利敬親山口新御屋形入居奉祝図
- 3 点 数 1面
- 4 品質・形状 紙本着色、額装
- 5 寸 法 縦177cm・横257cm（本紙 縦140cm・横227cm）
- 6 製作年代 明治14年（1881年）11月
- 7 作 者 田原春耕
- 8 所在の場所 山口県立山口博物館（山口県山口市春日町8番2号）
- 9 所 有 者 宗教法人野田神社（山口県山口市天花一丁目1番2号）
- 10 概 要 本図は、慶応2年（1866年）に長州藩主毛利敬親が落成した山口新御屋形（山口新館）へ入居した際の士民たちによる奉祝の様相を記念に描いたものである。画面中央には、新御屋形門前での多数の山車を繰り出した奉祝の賑やかな様相が、同右下には詰めかけて祝う人々の姿が描かれている。
また、本図は、明治14年（1881年）野田神社十年祭に関わって作成・奉納されたもので、同神社敷地内の絵馬堂に掲げられていた。昭和2年（1927年）に山口県立教育博物館へ寄託された。
- 11 価 値 本図は、山口新御屋形の建物や周辺の状況を立体的に描いた数少ない資料であるとともに、明治期における旧藩主顕彰という山口の社会情勢を示す貴重な資料である。

〔 参 考 〕

○県指定文化財件数

種 別	件数	
有 形 文 化 財	建造物	34
	絵画	28
	彫刻	63
	工芸品	29
	書跡	8
	典籍	10
	古文書	8
	考古資料	25
	歴史資料	15
無形文化財	3	
民俗文化財	42	
記念物	88	
計	353	

○近年の県指定有形文化財(歴史資料)

文 化 財 名	市町	指定年月日
吉田松陰関係資料（松陰神社伝来）	萩市	平成 24. 12. 7
吉田松陰関係資料（吉田家伝来）	山口市	平成 21. 11. 17
般若心経並びに神馬図板木	岩国市	平成 16. 4. 2
三重宝塔板木	山口市	平成 15. 12. 19
木像扁額「八幡宮」（独立性易筆）	岩国市	平成 14. 12. 3

《表面》



《裏面》



報告事項

番号	件名	主管課
1	平成29年度全国学力・学習状況調査の実施について ※別冊資料	義務教育課